Information

もしもの災害に備える!

●問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

私たちが経験した平成28年熊本地震に代表されるように、災害はいつ起こるかわかりません。 そして、災害発生時にできることは限られていますが、日々の生活の中で備えることと、災害が 起こったときのための心構えはできます。もう一度、おさらいして地震に備えましょう。

「遭」ったら困る 困る前に備えましょう

家や職場の危険度チェック

- ●非常□や通路に物を置かない
- ●棚などの上に物を置かない
- ●寝室に転倒防止対策をしてい ない家具を置かない

地域の危険度チェック

●町のハザードマップなどを確 認して、自宅周辺や避難所ま での道に危険がないかを確認 しておく

家族の連絡手段を決める

- ●電話ができないときのための 連絡手段を決めておく
- ●連絡がつかないときのために 集合場所を決めておく

非常用持ち出し袋をチェックしましょう

- ●災害時に持ち出しやすい場所に備えましょう。
- □食料3日分(レトルト食品、缶詰、お菓子、イン スタントラーメン など)
- □飲料3日分(1人1日3リットル)
- □救急医療品
- □懐中電灯・ロープ
- □携帯ラジオ
- □衣類 (下着類など) □現金・貴重品
- ※内容は一例です

7 広報おおづ 2018.10



町が発令する避難情報に注意しましょう

●最新情報をラジオやインターネットなどで必ず 確認し、危険を感じたら自主避難をしましょう。

避難開始

避難勧告

避難指示(緊急)

- ▶いつでも避難できるように準 備。また、避難に時間がかか る人は避難を開始しましょう。
- やかに避難しましょう。
- な場所に避難しましょう。

訓練に参加しませんか? 想定外を想定内に

災害時に行動をとるには訓練が必要です。いざというときのためにも参加しませんか。

大津町総合防災訓練

10月28日 €

午前9時から 大津小学校

町では毎年10月に防災訓練をしています。防災に関して町民一体となっ て考えることができる日です。 ご参加よろしくお願いいたします。

●内容 【第一部】午前9時から………各行政区の避難所を中心に訓練開始。 【第二部】午前10時30分から…大津小学校で町の避難所開設と運

※内容については変更になる可能性があります

シェイクアウト訓練

11月1日春

午前10時ごろ その時にいる場所 場所

シェイクアウト訓練とは地震を想定した訓練で、防災無線を利用したサイ レンをきいて安全行動を行うものです。その場で行う簡単な訓練です。災害 時の一瞬の判断力を身につける訓練です。ぜひ、参加してください。

シェイクアウト訓練は "その場"で行うだけ!



営訓練。消防車両展示 など

避難準備・高齢者等

▶避難所などの安全な場所へ速

▶直ちに避難しましょう。外出が危険な場合は自宅内の安全

診断費用

住宅の図面 (**) がある場合 申請者負担額

住宅の図面 (**) がない場合

役場都市計画課

●問い合わせ

土砂災害特別警戒区域内への支援 096(293)4

平成28年熊本地震

被災支援のまとめ

③盛土が避難路 (道路)、鉄道、 ②盛土の上に家屋が2戸以上 ①盛土の高さが2m以上

(次のすべてに該当すること)

住宅補強費の一部を支援します。 移転が難しい人へは、現住宅再建に必要な 土砂災害特別警戒区域 内の人には、移転費用の一部を支援し (以降レッド

> ※見守りサポ わせください

トとは…契約することで保

●問い合わせ

役場都市計画課 **2**096(293)

⑤復旧工事に着手

めなどの補修では

ずしていない

④ 擁壁が壊れてい

る

(ひび割れや目地詰

●補助金額

○補助限度額 ○交付条件 住宅移転費支援事業 (移転・建て替え) が必要な人。 処分、県内のレッドゾ これまで住んでい 一戸あたり300万円 -ン 外 八への移転 た住宅の

被災

合わせください。

経費の一部を支援します。

詳

くはお問

対象建築(次のすべてに該当すること)

(費用には別途振込み手数料が必要)。

住宅所有者

内容についてはお問

い合わせくださ 必要書類や

①戸建木造住宅で居住中のもの

被災者に対して被災宅地の復旧に関す

復興基金による支援

被災宅地復旧への支援

の派遣補助を県が行

います。

災証明書が「全壊」、

「大規模半壊」

で、

再

住み、「平成28年熊本地震」の居住者用り

ン内の住宅に区域指定前から

●問い合わせ

に住宅の耐震診断をするときの耐震診断士

県内にある戸建木造住宅の所有者を対象

戸建木造住宅の耐震診断

②住宅補強支援事業 ○補助対象になる経費 ※住宅除却費、 貸費(1年間)などが含まれます。 購入費、賃貸住宅に入居する際の賃 移転経費、住宅建設

分建て替えに必要な住宅補強工事費用 レッドゾーン内での建て替えまたは部

■宅地耐震化推進(拡充)事業

④建築基準法の違反がないもの

よる補助金交付を

被災したことが確認できるもの

たもので「平成28年熊本地震」

※対象工事費は

000万円が限度

工事費

50万円)×

2/3

補助額(次の式で計算した金額)

住宅基礎の傾斜修復工事、

のり面の復旧工事、

擁壁の復旧工

②従来軸組工法、枠組壁工法または伝統

地盤の復旧

③昭和56年5月31日以前に着工したもの

または昭和56年6月1日以降に着工し

的構法で建築、地上3階以下のもの

ださい

策を支援します。

詳しくはお問い合わせく

地震により被害を受けた宅地擁壁被害の対

壁の復旧工事

避難路

(道路) などに影響する擁

※住宅の図面とは…現況と図面が一致し 申請者負担額

筋かい・仕様が明示してあるも

5 0 0 円 0 0 0 円

●問い合わせ

役場総務課 **2**096(29 地域安全係

保証人不在被災者支援事業

契約費用を1世帯あたり10万円助成し 業が提供する 居を希望して 対象者や入居支援の流れなどはお問い ために賃貸契約ができない場合、 応急仮設住宅などから民間賃貸住宅 いる人が、 「見守りサ 保証人などが 民間企

宅へ入居できるようにするものです。 証人が見つからない被災者が民間賃貸住

県すまい対策室 **3**096(333)282

被災代替家屋・償却資産特例

して滅失または、 解体

ものなどはお問い合わせくださ 対象となる人は申請が必要です 必要な

2096 (293) 31 固定資産税係 が軽減されます。 がある場合、 の代わりに新たに取得した家屋や償却資産 翌年から4年度分固定資産税

役場税務課